

# 地域支援・医薬品供給対応体制加算

◇当院では、令和8年6月1日の診療報酬改定に伴いまして、患者様への安全で確実な医療の提供と、医薬品の安定供給を確保するため、以下の体制を整えております。

## 1. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

国の施策に基づき、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでおります。

薬剤部門において、ジェネリック医薬品の品質や安全性、安定供給体制の情報を収集・評価し、適切な採用を決定しております。

## 2. 医薬品の供給不足時の対応体制

現在、一部の医薬品におきまして全国的に供給不足が発生しております。医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な治療が継続できるよう、代替薬への変更や処方量の調整について、適切に対応できる体制を整備しております。

## 3. 処方変更時の十分な説明

医薬品の供給状況によっては、患者様の投与する薬剤(銘柄)が変更となる可能性があります。変更を行う場合は、医師または薬剤師から事前に十分な説明をいたします。

◇当院は、これらの医薬品の安定供給に資する体制について、厚生労働省の定める施設基準を満たし、「地域支援・医薬品供給対応体制加算1」の届出を行っております。